

参考1

2. 受講資格（2）に係る規定

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和47年9月30日労働省告示第100号）

（受講資格）

第一条 労働安全衛生規則別表第六木材加工用作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号の労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後二年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施行系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者

二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者

三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成五年改正前の能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

四 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、平成五年改正前の能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

五 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第45号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年労働省令第13号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練（旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第二の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者

参考2

3. 受講科目の受講の一部免除 に係る規定

木材加工用機械作業主任者技能講習規程 (昭和47年9月30日労働省告示第100号)

(講習科目の受講の一部免除)

第四条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができる。

受講の免除を受けることができる者	免除科目
一 第一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者 三 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者（機械木工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。） 四 職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成五年改正前の能開法規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	1. 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 2. 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 3. 木材加工用機械作業の方法に関する知識
林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第三十六条第一項第一号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	1. 作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識